

第 20 号議案

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例の一部
を改正する条例の件

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例の一部を改
正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 18 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例の一部
を改正する条例

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 58 年
4 月条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 1 項中「4,000 円」を「5,000 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 8 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整
備に関する条例の規定は、撤去及び保管その他の措置をした自転車等につき、
施行日以後に返還を受けた利用者等が負担すべき金額について適用する。

理 由

自転車等の撤去等に要した費用として当該自転車等の利用者の負担すべき金額
の上限額を改定するに当たり、条例を改正する必要があるため。

(参 考)

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(自転車等の利用者の負担すべき金額)

第14条 法第6条第5項後段に規定する負担すべき金額は、4,000円の範囲内において規則で定める額とする。

5,000円

2 略